

外国人患者受入体制モデル構築事業結果概要<平成 30 年度事業>

1 目的

訪日外国人の増加に伴い、医療機関での受診等の増加が見込まれることから、京都府の地域特性に応じた外国人患者受入体制を構築するための協議等を行う。

2 内容

(1) 参加機関 (18 団体)

医療関係：京都府医師会、京都府病院協会、京都府私立病院協会、京都府歯科医師会、
京都府薬剤師会、京都府看護協会、日本チェーンドラッグストア協会京都府支部
観光関係：京都府観光連盟、京都市観光協会、京都文化交流コンベンションビューロー、JTB
宿泊施設：京都府旅館ホテル生活衛生同業組合
救急関係：京都府消防長会救急部会、京都市消防局
JMIP 認証病院：(医) 康生会 武田病院
行政：京都市、京都府市長会 (宇治市)、京都府町村会 (伊根町)

(2) 実施概要

	開催日	概要
第 1 回	H30.8.31	・外国人患者受入に係る課題の整理 ・実態把握のためのアンケート調査の検討 など
第 2 回	H30.11.30	・アンケート調査結果 (中間) の報告 ・意見交換 など
第 3 回	H31.2.26	・アンケート調査結果 (最終) の報告 ・意見交換 など

(3) 外国人旅行者及び医療機関に対する外国人医療に関するアンケート調査 (別紙参照)

〈対 象〉

医療機関：府内の全病院 (対象：168 病院)
消防本部：府内の消防本部 (対象：15 機関)
宿泊施設：府内の宿泊施設 (対象：約 4,200 施設)
訪日外国人：府内の観光地等 (伏見稲荷大社、嵐山、清水寺、平等院、天橋立)
を訪れた訪日外国人 (対象：約 1,000 人)

〈実施内容・時期〉

- ・京都府による独自実態調査及び厚生労働省による病院等への全国調査
- ・平成 30 年 9 月～12 月

(4) 情報媒体の作成・配布

〈内 容〉

種 類	掲載内容	作成数	配付数
A4 チラシ	外国人が医療機関検索に役立つウェブサイト掲載	12,000 枚	2,389 枚
カードチラシ	京都健康医療よろずネット等を掲載。	80,000 枚	38,269 枚
医療ガイドブック	日本の病院等の特徴や会話に役立つ単語・会話を掲載。	英語版 10,000 冊 中国語版 10,000 冊 韓国語版 7,000 冊	英語版 1,945 冊 中国語版 1,945 冊 韓国語版 1,945 冊

〈配布時期〉

上記 3 種類を平成 31 年 3 月下旬に調整会議参加機関に属する団体や事業所へ配布。

(5) 主な意見

- ・ 言語の壁だけでなく、未収金対策やハラル等の食事の問題も重要
- ・ 医療機関における窓口対応への支援や、院内の橋渡し等を担う医療コーディネーター養成への支援が必要
- ・ 作成したチラシや医療ガイドブックについて宿泊施設のフロントや薬局等への配布が重要
- ・ 医療機関や薬局は宿泊施設のフロント等との連携体制を構築することが重要
- ・ 訪日外国人向け海外旅行保険について、保険に入らない文化圏の方に加入いただくことが重要
- ・ 休日に受診できる医療機関情報へのアクセス向上や医療機関におけるキャッシュレス決済の導入促進が必要

3 今後の取組

- ・ 医療機関への携帯型翻訳機の配布等による外国語対応の充実
- ・ 未収金の問題等に対応するため、医療機関に対する訪日外国人等の受診時にトラブル等が発生した場合に相談できるワンストップ窓口の設置
- ・ 作成したチラシや医療ガイドブックの関係施設等（宿泊施設、医療機関、薬局、ドラッグストア等）への配布
- ・ 海外旅行保険への加入に関する周知、啓発
- ・ 調整会議の継続的な開催による課題の共有や対応方策の検討

(別紙)

「平成 30 年度外国人患者受入体制モデル構築事業」アンケート調査結果

<外国人旅行者を対象としたアンケート結果>

- ・外国人旅行者の旅行保険の加入率 76.3%
- ・もし怪我・病気になった場合、「医療機関を受診」(51.3%)と「薬局等で対応」(46.8%)が同比率
 - ⇒ 医療機関と薬局への対策が有効
- ・医療機関の探す方法は「保険会社」(46.5%)、「宿泊施設」(31.7%)、「インターネット」(31.7%)
 - ⇒ 医療機関の情報について、宿泊施設への提供及びインターネットで検索しやすくする対策が有効
- ・訪日中で実際に怪我・病気になった比率 4.1%
- ・受診時に困ったことは「言葉が通じるスタッフ不在」(60.0%)、「問診表等の外国語対応不足」(15.6%)、「費用等が不明」(15.6%)
 - ⇒ 医療機関に対し、外国語の対応体制を充実する対策が必要

<消防本部を対象としたアンケート結果>

- ・府内の訪日外国人の搬送実績のうち 94.7%が京都市内(503 件/年)

<宿泊施設を対象としたアンケート結果>

- ・医療情報マニュアルのない宿泊施設 58.1%

<医療機関を対象としたアンケート結果>

- ・訪日外国人患者の受診があった病院 42.1% (48 機関)
- ・訪日外国人が来院で参考にした媒体の最多は「宿泊施設」(8.8%)
 - ⇒ 宿泊施設に対し、医療機関情報を周知する対策の実施が有効
- ・訪日外国人患者への対応で困ったことは「医療通訳体制が不十分」(32.5%)、「問診票等が外国語対応不足」(31%)
 - ⇒ 医療機関に対し、外国語の対応体制を充実する対策が必要
- ・外国人患者対応体制として「対応マニュアルを整備済み」(12.2%)、「専門部署を整備済み」(2.7%)
「外国人向け医療コーディネーター配置済み」(2.7%)
 - ⇒ 対応体制をサポートする取組や体制整備に向けた支援が必要

外国人患者受入体制等整備推進事業<令和元～3年度>

◎多言語翻訳可能なタブレット等の整備 (R1)

病院名	整備機器	対応言語	院内の配置場所
(医) 康生会 武田病院	ポケトーク、 スマートフォン	英語、中国語等の 74カ国語	病棟、外来
(医) 恵心会 京都武田病院	ポケトーク	英語、中国語等の 74カ国語	外来
(医) 恵仁会 なぎ辻病院	iPad	Google 翻訳：108カ 国語 (R2.2月時点)	外来、病棟、受付

◎医療機関に対するバックアップ専門相談窓口 (ワンストップ窓口) の設置 (R1～R3)

開設日	令和2年1月30日(木)
開設場所	医療法人財団康生会 武田病院※
相談方法	専用の電話番号を設置
開設時間	平日 9:00～12:00、13:00～17:00
相談への対応 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者の受入における日常的な問題の相談に、必要な情報を提供及び助言。 ・問題解決に向けて、所管の関係機関(大使館、航空会社、入管、警察等)を紹介 など

※医療法人財団康生会は、英語・中国語・韓国語でJMIP認証を受けた府内唯一の団体で、外国人患者の医療トラブルの対応ノウハウや医療提供サービスの知識を保有。

※JMIP認証:厚労省が運営支援する、医療機関の外国人患者受入体制の認証制度。

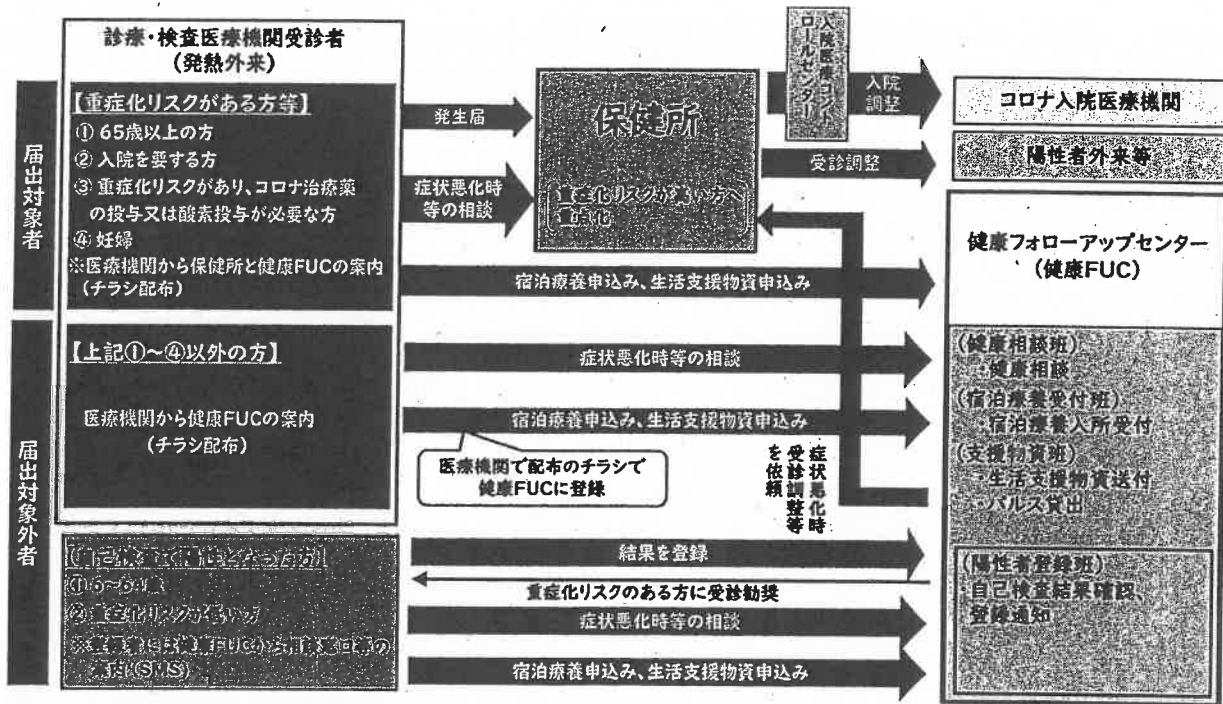
◎薬局や宿泊施設等へのチラシ等の再配布・再周知 (R1)

種 類	掲載内容	昨年残数+増刷数	配付数
A4 チラシ	外国人が医療機関検索に役立つウェブサイト掲載。	19,611 枚 (10,000 枚)	7,874 枚
カードチラシ	京都健康医療よろずネット等を掲載。	91,731 枚 (50,000 枚)	39,003 枚
医療ガイド ブック	日本の病院等の特徴や会話に役立つ単語・会話を掲載。	英語版 12,055 冊 (4,000 冊) 中国語版 15,055 冊 (7,000 冊) 韓国語版 7,055 冊 (2,000 冊)	英語版 9,744 冊 中国語版 8,772 冊 韓国語版 4,802 冊

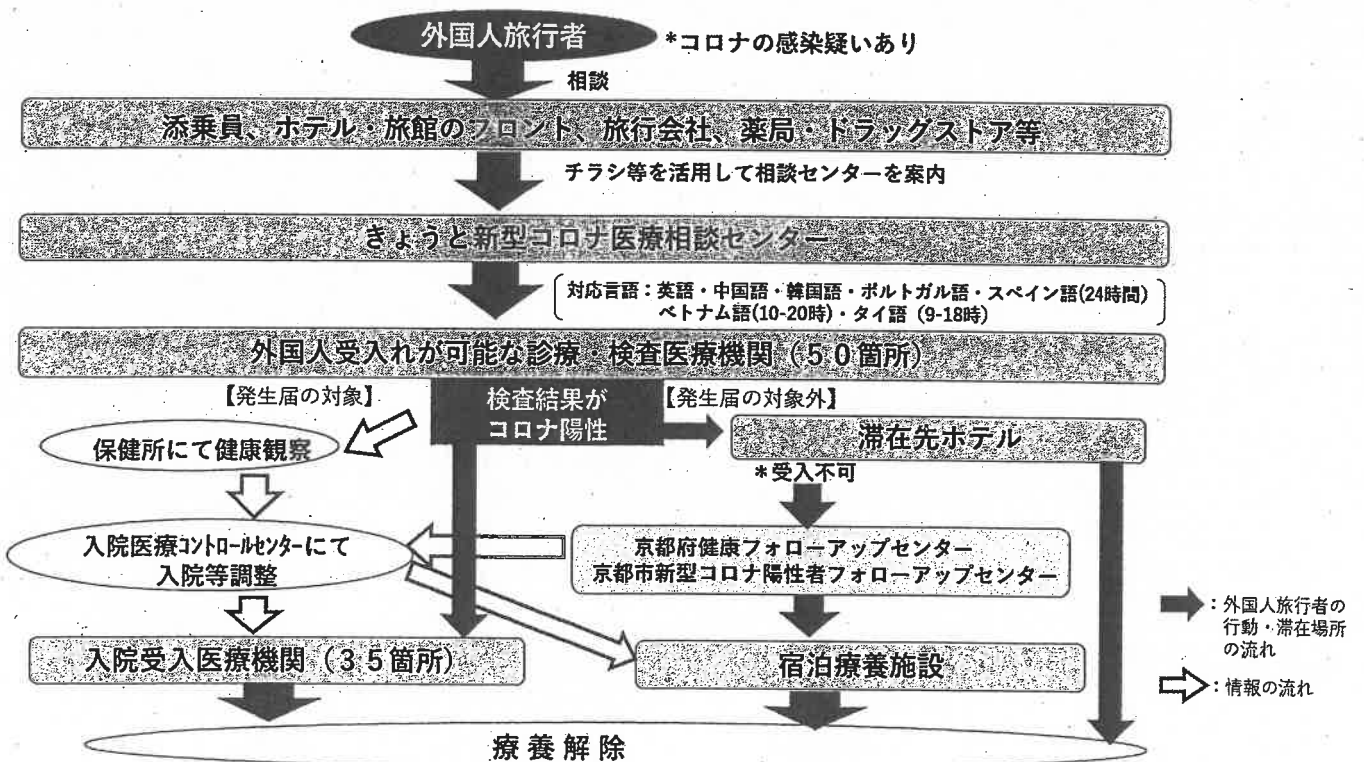
※ () は増刷数

新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応フロー

◎外国人在住者のコロナ対応フロー（日本人と同様）



◎外国人観光客向けのコロナ対応フロー



令和4年度外国人患者受入体制等整備推進事業<概要>

◎きょうと新型コロナ医療相談センター案内用チラシや外国人向けの医療ガイドブックを配布

【配布物】

- ・チラシ 7カ国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語）
- ・医療ガイドブック 3カ国語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）

【配布時期】

5月30日、8月9日、10月4日付けで発送

【配布先】

7, 165施設

	送付先		施設数	送付数	
				チラシ	医療ガイドブック
宿泊施設・ 旅行業関係	宿泊施設	旅館ホテル	953	47,650	2,859
		簡易宿所等	3,412	102,360	3,412
	旅行業事業者		960	31,760	2,216
	(一社)日本損害保険協会、(一社)外国損害保険協会		2	100	50
	旅館ホテル生活衛生同業組合		1	2	1
総領事館	受け入れ国総領事館		19	38	19
医療関係	コロナ受入医療機関		103	10,403	309
薬局・ドラッグ ストア関係	薬局、ドラッグストア		1,711	34,220	
	(一社)京都府薬剤師会 (一社)日本チェーンドラッグストア協会京都府支部等		4	4	
合計			7,165	226,537	8,866

◎ガイドブックの多言語化（11カ国語に対応）

スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、アラビア語のガイドブックを作成、ホームページ掲載

◎診療・検査及び入院受入体制の充実

- ・受入対応可能な医療機関（病院・診療所）の拡大
（診療・検査医療機関：50箇所、入院受入医療機関：35箇所）
- ・受入対応可能な医療機関へのポケットークの配備を予定

◎広報・啓発

- ・SNS（LINE、twitter、Facebook）による外国人観光客へのコロナ対応に関する配信
- ・府HPに外国人向けの新型コロナ受診案内ページの新設（英語・中国語）
- ・インバウンド向け多言語情報サイト「ANOTHER KYOTO」における情報掲載

◎外国人患者受入体制調整会議の開催（11月7日（月））

本年10月11日以降の訪日外国人観光客の受入れに関する取扱い等について

1. 本措置の概要について

本年10月11日以降の水際対策について以下の措置を講じる。

(1) 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム (ERFS) における申請を求めないこととする。併せて、外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除する。

(2) 査証免除措置の適用再開

査証免除措置の適用を再開する。

(3) 検査等の見直し

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととする。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関 (WHO) の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書 (3回) 又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとする。

(4) 入国者総数の管理の見直し

現在1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けないこととする。

(5) 空港・海港における国際線受入の再開

現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入を再開する。

【添付資料】

別紙1：水際措置の見直しについて (令和4年9月26日 内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省)

別紙2：水際対策強化に係る新たな措置 (34) (外国人の新規入国制限、入国時検査、入国後待機及び入国者総数の管理の見直し) (令和4年9月26日)

2. 1. (1) に係る措置の適用開始日の考え方について

外国人観光客の新規入国について、受入責任者となる旅行業者等による入国者健康確認システム (ERFS) における申請を求めないこととし (受入責任者制度の廃止)、併せて、パッケージツアーに限定する措置を解除 (個人旅行の解禁) する措置については、令和4年10月11日0時以降に適用開始することとし、10月11日0時よりも前に入国している外国人観光客であっても、同日同時刻からは受入責任者は不要とする。

なお、受入責任者が不要となることに伴い、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」は10月11日0時をもって廃止する。

3. 本措置に伴う訪日外国人観光客に対する周知協力をお願いについて

貴都道府県又は貴局等においては、訪日外国人旅行者に対して、以下の内容について周知いただきたい。

(1) 基本的な感染防止対策

- ・我が国における基本的な感染防止対策や場面に応じた適切なマスクの着用について、別紙3～5の資料等を活用して、周知いただきたい。

【添付資料】

- 別紙3：個別感染防止策のリーフレット例（日・英）
- 別紙4：新しい旅のエチケット（日・英）
- 別紙5：屋外・屋内でのマスク着用について（日・英）

(2) 訪日外国人観光客の病気・怪我の際の対応フロー※調整中

- ・訪日外国人観光客から病気・怪我の対応について相談があった場合は、その対応フローについて、別紙6の資料を活用して周知いただきたい。
- ・当該対応フローの通り、訪日外国人観光客が円滑に都道府県の外国人専用窓口などの関係機関に相談・受診できるよう、必要な支援について協力いただきたい。

【添付資料】

- 別紙6：日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー（日・英）
（別紙6は10/7より以下のサイト*からダウンロードが可能です）

※別紙3～6については、以下のサイトからもダウンロードが可能。

観光庁 HP 『訪日外国人観光客の受入れ関連情報』

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

（上記サイトでは別紙3・4・6の英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語版、別紙5の英語版を掲載しています。）

（災害時の訪日外国人対応に係るツール等も掲載しているので、活用いただきたい。）

令和4年9月26日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

水際措置の見直しについて

本年10月11日以降の水際対策について以下の措置を講じる。

1. 外国人の新規入国制限の見直し
外国人の新規入国について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととする。併せて、外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除する。
2. 査証免除措置の適用再開
査証免除措置の適用を再開する。
3. 検査等の見直し
新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととする。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとする。
4. 入国者総数の管理の見直し
現在1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けないこととする。
5. 空港・海港における国際線受入の再開
現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入を再開する。

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（34）

（外国人の新規入国制限、入国時検査、入国後待機及び入国者総数の管理の見直し）

令和4年9月26日

1. 外国人の新規入国制限の見直し

下記（1）、（2）又は（3）の新規入国を申請する外国人について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととする。

- （1）商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国
- （2）観光目的の短期間の滞在の新規入国
- （3）長期間の滞在の新規入国

2. 入国時検査及び入国後待機の見直し

オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）が支配的となっている国・地域（「水際対策強化に係る新たな措置（27）」（令和4年2月24日）における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者について、原則として、入国時検査を実施せず、入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等を求めないこととする。

3. 入国者総数の管理の見直し

入国者総数の上限は設けないこととする。

（注1）上記に基づく措置は、令和4年10月11日午前0時（日本時間）から行うものとする（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）。

（注2）上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（4）」（令和2年12月26日）の1、「水際対策強化に係る新たな措置（9）」（令和3年3月5日）の1（2）⑦、「水際対策強化に係る新たな措置（10）」（令和3年3月18日）の（2）、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）（以下、措置（28）という。）、「水際対策強化に係る新たな措置（29）」（令和4年5月26日）、「水際対策強化に係る新たな措置（30）」（令和4年7月27日）、「水際対策強化に係る新たな措置（32）」（令和4年9月1日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（33）」（令和4年9月13日）は廃止することとする。ただし、「水際対策強化に係る新たな措置（31）」（令和4年8月25日）における「新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書」については、措置（28）の別添2に代えて、本措置の別添で定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省において改訂版を作成の上、公表する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（31）の適用に当たって
有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について

令和4年9月26日
厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（31）」（令和4年8月25日）に基づく措置の適用に当たって、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は、原則下記の1.又は2.のいずれかに該当するものとします。

1. 日本で発行された証明書のうち、下記のいずれかに該当するものであって、ワクチンを3回以上接種したことが分かるもの

- (1) 日本政府又は日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
- (2) 日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- (3) 日本の医療機関等により発行された、新型コロナワクチン接種記録書

2. 外国で発行された証明書については、(1)～(3)のすべてを満たすもの

(1) 下記の事項が日本語又は英語で記載されていること。

氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数（注1）

（注1）接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、接種証明書の記載内容が判別できれば有効とみなします。

(2) 世界保健機関（WHO）の新型コロナワクチン緊急使用リストに記載されたいずれかのワクチンを3回（ジェコピデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）の場合は2回接種をもって3回分相当とみなす。以下同じ。）接種したことが分かること。（注2）

（注2）具体的なワクチンの種類については、厚生労働省にて別途公表します。なお、それぞれの回で異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。

(3) 政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であること。

個別感染防止策のリーフレットの例（英・中（簡体・繁体）・韓）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html（観光庁 HP）

<p>正しくマスクを着用しましょう。</p>  <p>Face Masks Required</p>	<p>身体的距離を確保しましょう。</p>  <p>Physical Distancing</p>	<p>手洗・手指消毒を徹底しましょう。</p>  <p>Sanitizing Stations</p>
<p>消毒を徹底しましょう。</p>  <p>Frequent Cleaning and Disinfecting</p>	<p>換気を徹底しましょう。</p>  <p>Improved Indoor Ventilation</p>	<p>対面時の接触を回避しましょう。</p>  <p>Sneeze Guards and Barriers</p>
<p>3密を回避しましょう。</p>  <p>Reduced Visitor Capacity</p>	<p>入場時に検温しましょう。</p>  <p>Temperature Checks</p>	<p>非接触決済を利用しましょう。</p>  <p>Contactless Payments</p>

新しい旅のエチケット (英・中 (簡体・繁体)・韓)


https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html (観光庁 HP)

<https://www.japan.travel/en/practical-coronavirus-information/tips-for-a-safe-trip/> (JNTO HP)


New
Travel
Etiquette
for
Visitors

General Version


Thank you for your cooperation with Japan's infectious disease control measures.



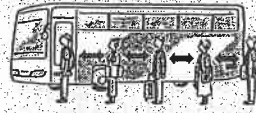
Choose shops or accommodation that have implemented health and hygiene measures.




Practice good health and hygiene measures such as wearing a mask and washing/sanitizing your hands, even if you are vaccinated.



Monitor your physical health daily.



Maintain physical distancing.



新しい旅の
エチケット
感染リスクを減らせて
安心で楽しい旅行

General Version

あなたのエチケットからはじまる安心な旅



お店・宿選びの選択肢、感染対策忘れずに



マスクして、手洗い消毒、換気後も



日頃から、健康チェックを習慣に

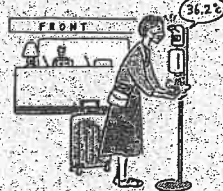


並ぶとき、しっかり取るうディスタンス

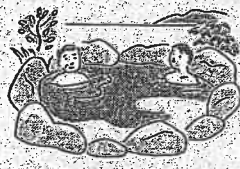


New
Travel
Etiquette
for
Visitors


Accommodation, Drinking/Dining Version




Check your body temperature and sanitize your hands upon check-in at your accommodation.




Refrain from talking when using public baths.



Follow infection prevention measures, even when drinking.



Minimize your time spent in shared dining areas.



新しい旅の
エチケット
感染リスクを減らせて
安心で楽しい旅行

宿泊・飲食編



検温と消毒済ませて、チェックイン



結浴で、静かにゆったり「いい湯だな」



エチケット守って安心、笑顔で乾杯




ごちそうさま、話の続きは部屋でしょう




New Travel Etiquette for Visitors

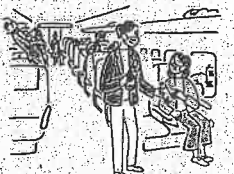
Transportation Version



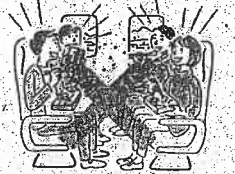
Wear masks when using public transport.



Improve ventilation as much as possible.



Try to travel outside of peak travel times.



Try to refrain from talking when using public transport.

Japan Tourism Agency

新しい旅のエチケット
感染リスクを避けて
安心で楽しい旅行

交通編



車内・機内でも、マスク忘れぬエチケット



風入れて、車内も心もリフレッシュ



ゆとりある車両を選んで、気持ちもゆったり




楽しくも、車内・機内のおしゃべり控えめに


観光庁

New Travel Etiquette for Visitors


Sightseeing/ Shopping Version




Try to travel outside of peak times and visit places that are not crowded.



Keep your voice down in public spaces.



Maintain physical distancing, even when outside.



Sanitize your hands prior to and after touching products such as souvenirs in shops.

Japan Tourism Agency

新しい旅のエチケット
感染リスクを避けて
安心で楽しい旅行

観光施設 ショッピング編



すいた時間、場所を選んで安心観光



大声は、出さずに静かに楽しもう



屋外でも、しっかり取ろうディスタンス



お土産を選ぶ前後に、手の消毒

観光庁

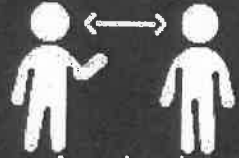
屋外・屋内でのマスク着用について (英語版)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00079.html (厚生労働省 HP)

Prevention measures against COVID-19

COVID-19 Mask Use in Community Settings

- It is important to wear a mask as a basic prevention measure against COVID-19. Your action will protect everyone's health.
- You do not need to wear a mask outdoors when you are approximately 2 meters apart from others, or when you are not talking at a distance of less than 2 meters.
- You do not need to wear a mask indoors when you are approximately 2 meters apart from others and when you are not talking.



Approximately 2 meters

	Sufficient Distance from Others	Insufficient Distance from Others
WHILE Talking	NO need for masks	Masks Required
NO Talking	NO need for masks	NO need for masks

Walking, running, cycling in a park In Proximity to others

	Sufficient Distance from Others	Insufficient Distance from Others
WHILE Talking	Masks Required	Masks Required
NO Talking	NO need for masks	Masks Required

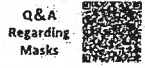
Wear a Mask in Crowded Areas (e.g. Public Transit)

Mask may be removed if there are infection prevention measures, such as adequate ventilation.

reading in a library etc.

Wear a mask while meeting with the elderly or spending time in hospitals.
Refrain from going out if you have cold-like symptoms.

Remove your mask if you do not need it outdoors, to prevent heat stroke in summer.



屋外・屋内でのマスク着用について（日本語版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html（厚生労働省 HP）

新型コロナウイルス感染症対策

屋外・屋内でのマスク着用について

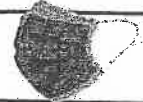
- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。



（屋外）	
<p>会話をする</p> <p>マスク必要なし</p> <p>目安2m以上</p>	<p>マスク着用推奨</p>
<p>会話をほとんど行わない</p> <p>マスク必要なし</p> <p>公園での散歩やランニング、サイクリングなど</p>	<p>マスク必要なし</p> <p>徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面</p>

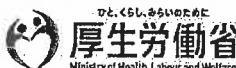
（屋内）	
<p>会話をする</p> <p>マスク着用推奨</p> <p>目安2m以上</p> <p>※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は例外することも可</p>	<p>マスク着用推奨</p> <p>マスク着用推奨</p>
<p>会話をほとんど行わない</p> <p>マスク必要なし</p> <p>目安2m以上</p> <p>距離を確保して行う 図書館での読書、芸術鑑賞</p>	<p>マスク着用推奨</p> <p>通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう</p>

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



※場所は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに
関するQ&A



新型コロナウイルス
感染症予防のために
（厚生労働省HP）



発熱や呼吸器症状、倦怠感等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状ですか？

はい

いいえ

④ 新型コロナウイルス感染症関連

① 相談窓口へ連絡（発熱などの症状出現後速やかに）

A：都道府県の外国人用相談窓口
以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。
<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>

B：厚生労働省新型コロナウイルスホットライン（Aの開設時間外はこちらに連絡ください）
【電話番号】0120-565-653
【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、タイ語：9:00～18:00、ベトナム語：10:00～19:00



② 検査

➢ ①の相談窓口・自治体等から指示があった場合、検査を受けてください。
※例）重症化リスクがある場合は医療機関による検査等

（検査結果陰性）

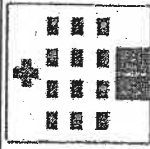
③ 検査後の対応

➢ 陽性であった場合、①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に検査結果を連絡し、指示に従って、指定された場所へ入院又は療養してください。
➢ 合わせて、旅行の同行者は濃厚接触者（定義は※2を参照）に該当するか確認し、待機しててください。必要に応じて①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）にご相談ください。

（検査結果が陽性）

④ 【陽性者】

入院（10日間）・療養（7日間）※1



陽性者となった場合の入院医療費については、自治体から陽性者に対し、加入している民間医療保険の補償額の範囲内で自己負担を求められます。

④ 【濃厚接触者】

待機（5日間）※2



健康観察はセルフチェックを行い、症状出現時は①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に連絡ください。

④ 【検査結果が陰性】

【濃厚接触者以外】
ツア一継続



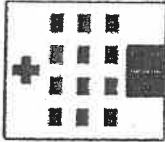
有症状者は検査が陰性であっても、健康観察の継続と感染症対策の徹底をお願いします。

⑤ ④以外の病気・怪我

① 医療機関を受診

症状等に応じた医療機関を受診してください。
以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



医療以外のお問い合わせ窓口

日本政府観光局「Japan Visitor Hotline」

【電話番号】050-3816-2787

<365日・24時間対応（日・英・中・韓）>

※1：陽性者の療養期間

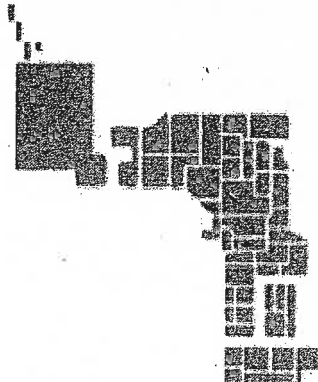
- 入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除が可能となります。
- 症状がある場合は、症状が出た日から7日間以上経過、かつ症状軽快から24時間以上経ってれば、検査なしで解除が可能となります。
- 症状がない場合は、陽性が確定した検体の採取日を起点に7日間（5日目に検査キットで陰性を確認した場合は5日間経過後（6日目））を経過した場合に8日目に解除が可能となります。

※2：濃厚接触者の定義と待機期間

- 濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。
- 濃厚接触者かどうかは、「概ね1m以内・15分以上」といった感染者との接触距離・接触時間のほか、マスクの着用の有無等を加味したうえで判定していきます。
- 濃厚接触者の特定・行動制限については、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定・行動制限を行わないことも可能としておりますので、①の相談窓口・自治体等の指示に従ってください。
- 濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。

医療費不払いの経歴がある外国人は、以降の日本への入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。

住んでいるところで相談できることが多いです。こちらから見てください



相談窓口のリスト:

- 北海道: 札幌市、旭川市、網走市、紋別市、稚内市、釧路市、根室市、釧路支庁、十勝支庁、釧路圏外支庁
- 青森県: 青森市、八戸市、五戸市、三戸市、上北郡、下北郡
- 岩手県: 盛岡市、奥州市、花巻市、盛岡圏外支庁
- 宮城県: 仙台市、仙台圏外支庁
- 秋田県: 秋田市、秋田圏外支庁
- 山形県: 山形市、山形圏外支庁
- 福島県: 福島市、福島圏外支庁
- 茨城県: 水戸市、水戸圏外支庁
- 栃木県: 宇都宮市、宇都宮圏外支庁
- 群馬県: 高崎市、高崎圏外支庁
- 埼玉県: さいたま市、さいたま圏外支庁
- 千葉県: 千葉市、千葉圏外支庁
- 東京都: 東京都
- 神奈川県: 横浜市、横浜圏外支庁
- 新潟県: 新潟市、新潟圏外支庁
- 富山県: 富山市、富山圏外支庁
- 石川県: 金沢市、金沢圏外支庁
- 福井県: 福井市、福井圏外支庁
- 岐阜県: 岐阜市、岐阜圏外支庁
- 静岡県: 静岡市、静岡圏外支庁
- 愛知県: 名古屋市、名古屋圏外支庁
- 岐阜県: 岐阜市、岐阜圏外支庁
- 愛知県: 名古屋市、名古屋圏外支庁
- 三重県: 津市、津圏外支庁
- 滋賀県: 彦根市、彦根圏外支庁
- 京都府: 京都市、京都市圏外支庁
- 大阪府: 大阪市、大阪圏外支庁
- 兵庫県: 神戸市、神戸圏外支庁
- 奈良県: 奈良市、奈良圏外支庁
- 和歌山県: 和歌山市、和歌山圏外支庁
- 徳島県: 徳島市、徳島圏外支庁
- 香川県: 高松市、高松圏外支庁
- 愛媛県: 松山市、松山圏外支庁
- 高知県: 高松市、高松圏外支庁

前頁QRコードの遷移先

東京都外国人相談センター

知念館: EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY・BJ

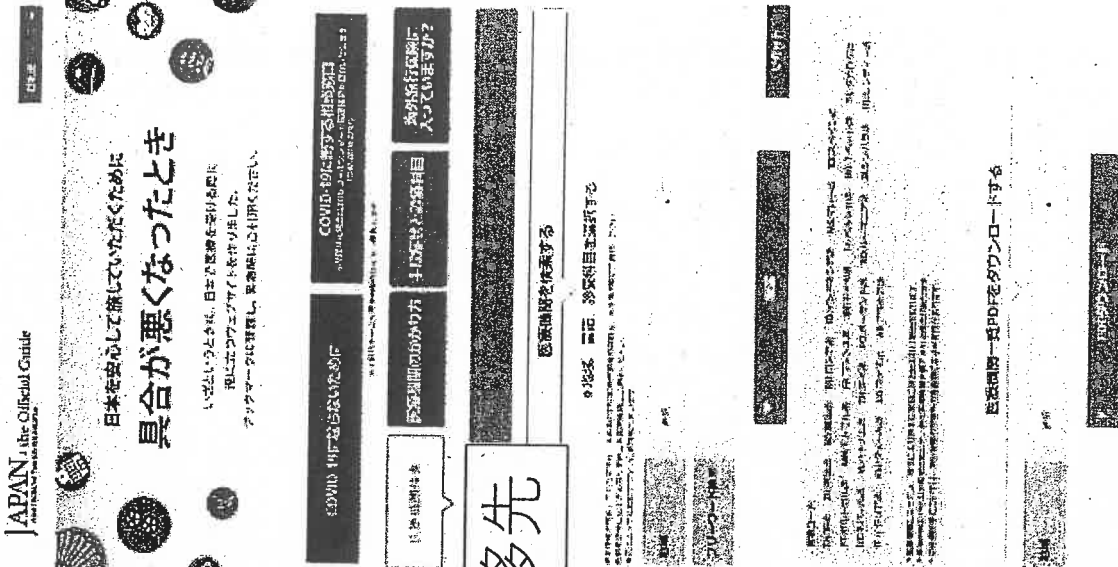
連絡: 下に当てはまるところに電話してください

電話番号

☎ 011-200-9595

▶ ウェブサイトURL

※ EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY (伊豆田から愛田) 千代田から千代田と千代田から千代田



日本を安心して旅していただくために
具合が悪くなったとき
 いざというときに、日本に医療を受けられる間は、現地にケアエージェントを呼び出した。アプリケーションに接続し、医療機関を印刷することができます。

COVID-19に感染した心F
 COVID-19に感染した心F
 COVID-19に感染した心F
 COVID-19に感染した心F

医療機関を検索する

011-200-9595

医療機関をダウンロードする

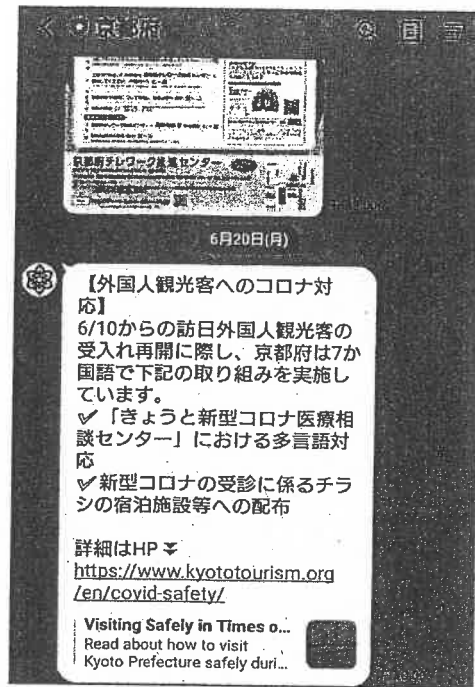
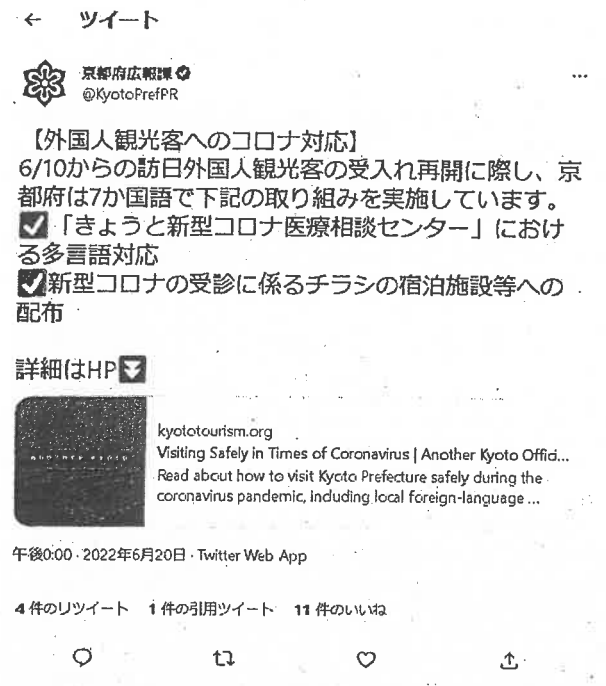
前ページに記載のフロー図は10月7日以降に以下のサイトからダウンロード可能になります。
 観光庁HP『訪日外国人観光客の受入れ関連情報』

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

観光室からの外国人観光客への新型コロナに関する情報発信

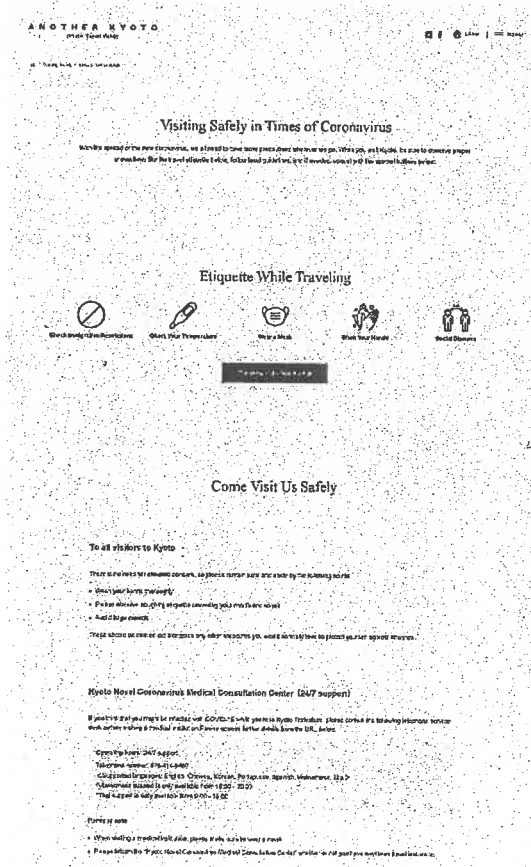
○6月10日外国人観光客受け入れ再開時

①京都府の公式 SNS (Twitter、LINE、FB) にて情報発信



②京都府多言語観光情報サイト「ANOTHER KYOTO」のコロナウイルス関連情報の更新

当該ページは令和2年度には作成済みだったが、きょうと新型コロナ医療相談センターの情報について最新情報に更新。



○10月10日外国人個人観光客受け入れ再開時
(公社)京都府観光連盟の公式FB(英語・繁体字)にて情報発信

探案心京都
10月11日 13:00

👉 到日本旅遊觀光時，讓我們一起為防止病毒感染盡力吧👉
今天(10/11)！日本解除入境人數與海外觀光簽證申請囉🎉🎉
日本旅遊解禁的第一站，
京都歡迎您👉
為了可以玩得安心又盡興，
來到京都旅遊時，
希望大家共同遵守「旅遊防疫禮貌」👉
在京都旅遊期間，如果有發燒等身體不適狀況👉👉👉
請致電「京都新型冠狀病毒醫療諮詢中心」，
諮詢中心會確認了症狀後，建議適合前往的醫療機關。
詳情請參考官網👉
<https://www.kyototourism.org/zh-hant/covid-safety/>
#探案心京都 #茶之京都 #海之京都 #森之京都 #竹之里乙訓
👉 Another Kyoto 官方網站 👉
<https://www.kyototourism.org/zh-hant/>
👉 官方IG帳號 👉
https://www.instagram.com/discover_your_own_kyoto/
👉 官方YT頻道 👉
<https://www.youtube.com/user/KyotofuKankouRenmei>

翻譯を見る



👍 快樂嚶，旅行看世界。、他247人
🗨️ コメント7件 シェア15件
👍 いいね! 🗨️ コメントする ➦ シェア

Kyoto Tourism
10月11日 10:00

👉 Help Prevent the Spread of COVID-19 When You Visit Japan! 👉
Due to a change in border policy, at midnight on October 11th (Japan time), Japan will open once again to visitors from overseas. We hope you'll come visit Kyoto! 🎉
When you're in Kyoto, we ask that you follow the same "travel etiquette" that we ask of our domestic visitors.
👉 <https://www.kyototourism.org/en/covid-safety/>
Also, if you develop a fever or feel poorly during your visit to Kyoto, please call the 👉 Kyoto Novel Coronavirus Medical Consultation Center 👉 to confirm your symptoms and receive guidance on what medical center, etc. you might need.

👉 來日時の新型コロナウイルス感染症の拡散防止にご協力ください! 👉

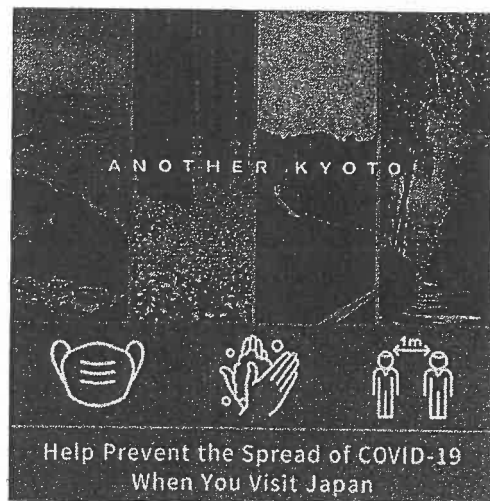
国境政策の変更に伴い、10月11日深夜(日本時間)に海外からの訪問者に対し、日本が再び公開されます。京都に遊びに来てくれることを願っています! 🎉

京都にお越しの際は、国内訪問者と同じ「旅行エチケット」をお守りください。

👉 <https://www.kyototourism.org/en/covid-safety/>

また、京都への訪問時に発熱や体調が悪くなった場合は、👉 京都府新型コロナウイルス医療相談センター👉に電話して症状の確認や診療所等の指導を受けるようお願いいたします。あなたには必要かもしれない。

👉 元のテキストを非表示・この翻訳の詳細



👍 13 🗨️ コメント1件 シェア2件
👍 いいね! 🗨️ コメントする ➦ シェア

外国人患者に関する取組について

京都市（観光 MICE 推進室）、（公社）京都市観光協会

【取組名】

外国人観光客向け京都観光オフィシャルサイト「Kyoto City Official Travel Guide」における安心・安全情報（コロナ対策を含む）を集約したコンテンツの掲載

【概要】

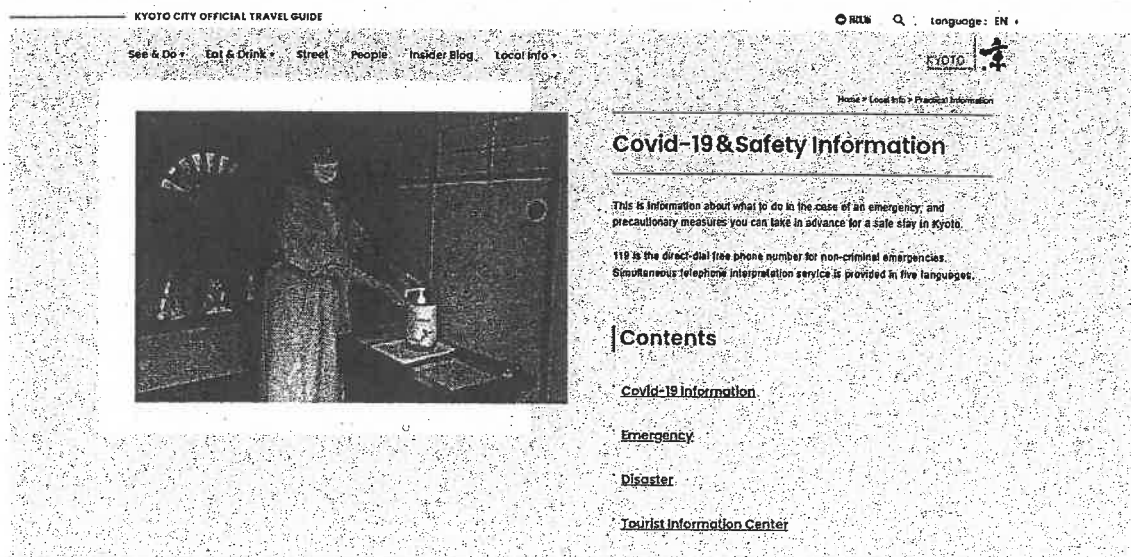
外国人観光客向け京都観光オフィシャルサイト「Kyoto City Official Travel Guide」において、緊急時の対応や新型コロナウイルス関連の情報を掲載し、外国人観光客の円滑な医療機関での受診等を支援している。

【サイト内の掲載状況】

○トップページ



○Covid-19&Safety Information



令和4年11月7日
京都市消防局
警防部救急課

日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの119番通報及び災害現場の対応について

外国人観光客や留学生など、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応を円滑に行うため、コミュニケーションツールを活用しています。

1 コミュニケーションツール

- (1) 多言語通訳
- (2) 多言語対応救急活動シート
- (3) 救急ボイストラ

2 概要

(1) 多言語通訳

- ア 119番通報時や災害現場において、電話通訳サービスを用いて状況をより詳細に確認する体制
- イ 平成25年10月から運用開始
- ウ 365日、24時間、5カ国語対応（英語、韓国語・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）

(2) 多言語対応救急活動シート

- ア 救急現場にて、症状などを指差しで確認できるシート
- イ 平成15年度から運用開始
- ウ 8カ国語対応（英語、韓国語・朝鮮語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、スペイン語、フランス語、イタリア語、ドイツ語）

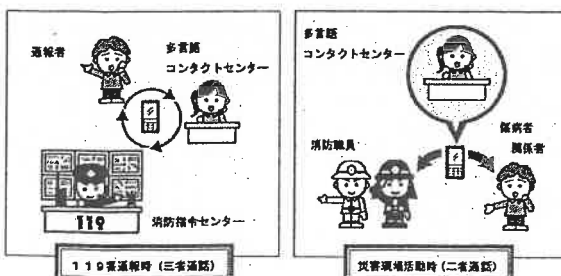
(3) 救急ボイストラ

- ア 救急活動用携帯電話（スマートフォン）に多言語翻訳アプリをインストールし救急現場で活用
- イ 平成27年12月から救急ボイストラの前身である「ボイストラ」を運用開始
- ウ 平成29年7月から救急現場で使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録した機能付加版「救急ボイストラ」を運用開始
- エ 31カ国語対応

3 実績

	利用実績（令和元年中）	使用言語
多言語通訳	106件	英語が最も多い（約70%）
多言語対応救急活動シート	未把握	未把握
救急ボイストラ	103回	英語が最も多い（6.0回）

多言語通訳



多言語対応救急活動シート



救急ボイストラ



意見交換のポイント

【主 旨】

- ・新型コロナウイルス感染症の水際対策の大幅緩和を受けて、今後、訪日外国人の増加に伴い、医療機関への受診等も増加することが見込まれる。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる外国人が増加した場合に備え、現在の外国人向けコロナ対応フローについて検証する。
- ・また、今後、府内在住の外国人に対する一般医療の提供体制の充実についても検討を進めていく必要がある。

【課 題】

1 周 知

- ・新型コロナ感染疑い患者の相談窓口の周知は十分か【資料 1-3】
- ・体調不良時（一般医療）における医療機関の受診方法の周知は十分か 等【参考資料 P6】

2 医 療

- ・受入医療機関の数は十分か【コロナ：資料 1-3、一般医療：資料 3-2】
- ・医療機関における多言語対応を進めるために何が必要か【参考資料 P8~11、15~17】
- ・未収金の発生時における対応方法 等【参考資料 P12~14】

3 コロナ療養

- ・健康観察を適切に行うことが可能か【資料 1-3】
- ・宿泊療養施設の受入体制は十分か 等【資料 1-3】

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（一般医療）について

1 制度の概要

- ・平成 31 年 3 月 26 日付け厚生労働省及び観光庁通知に基づき、令和元年度に「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を取りまとめ、厚労省 HP において公表
- ・拠点的な医療機関の取りまとめにあたっては、令和元年時点で観光庁が既に取りまとめていた「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」から選出
- ・令和元年度にリストを作成して以来、当該リストが更新されていない状況にあることから、本会議で御意見をいただきながらリストの更新を実施

2 拠点的な医療機関

3 4 医療機関（別紙一覧参照）

【内訳】

- ・病 院：19 施設、診療所：15 施設
- ・カテゴリー 1（入院を要する救急患者に対応可能） 12 施設
- ・カテゴリー 2（外国人患者を受入可能） 22 施設

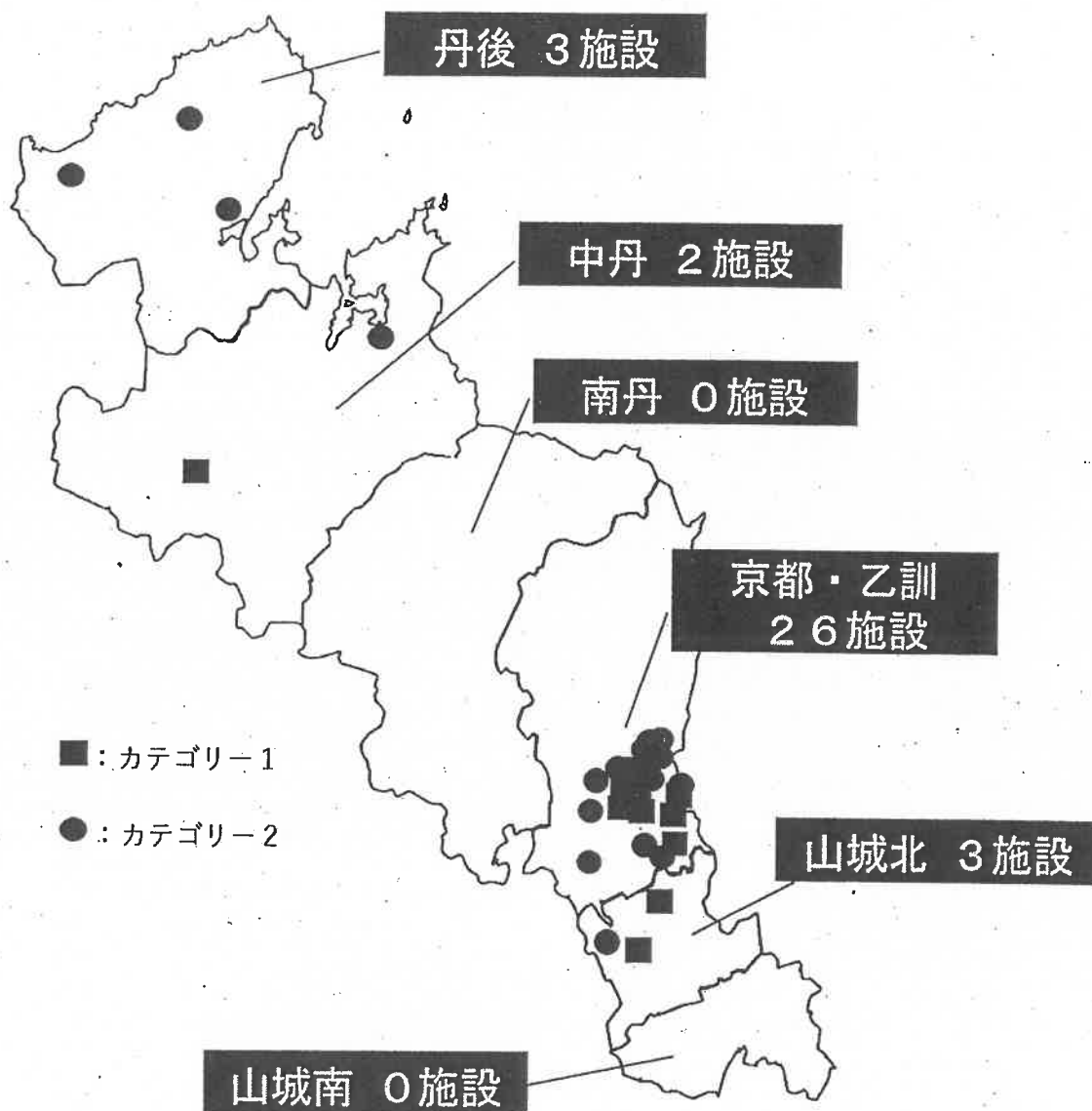
3 現 状

- ・拠点的な医療機関 3 4 施設のうち、26 施設が京都・乙訓地域に所在
 - ・一方、南丹、山城南地域では拠点的な医療機関が存在していない。
- ※国通知では、全ての二次医療圏においてカテゴリー 2 の医療機関が 1 カ所以上あることが目安とされている。

4 課 題

- ・現在、空白地帯となっている南丹、山城南地域において、拠点的な医療機関の確保が必要か。
- ・その他の地域においても対応医療機関の追加が必要か。

【参考】外国人を受け入れる拠点的な医療機関



外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関一覧（京都府）

No	二次医療圏	医療機関	対応診療科	対応外国語	カテゴリー
1	2604 京都・乙訓	たはた診療所	内科、外科	英語	外来
2	2604 京都・乙訓	医療法人 板部医院	内科、その他	英語、中国語	外来
3	2604 京都・乙訓	京都第二赤十字病院	救急科、内科、外科、小児科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科、その他	英語	入院受入可、外来
4	2604 京都・乙訓	京都府立医科大学附属病院	救急科、内科、外科、小児科、精神科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科	英語	外来
5	2604 京都・乙訓	医療法人社団恵心会 京都武田病院	救急科、内科、外科、小児科、精神科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、眼科	英語	入院受入可、外来
6	2604 京都・乙訓	医療法人財団康生会 武田病院	救急科、内科、外科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、その他	英語、中国語、韓国語	入院受入可、外来
7	2604 京都・乙訓	社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院	救急科他	英語他(言語に対応した通訳者と一緒に来院いただくことが必要です。)	外来
8	2604 京都・乙訓	ゆん診療所	内科	韓国語	外来
9	2604 京都・乙訓	京都第一赤十字病院	救急科、内科、外科、小児科、精神科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科	英語、中国語、韓国語	入院受入可、外来
10	2604 京都・乙訓	医療法人医仁会 武田総合病院	救急科、内科、外科、小児科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科	英語、中国語、韓国語	入院受入可
11	2604 京都・乙訓	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	救急科、内科、外科、小児科、精神科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科	英語	入院受入可、外来
12	2604 京都・乙訓	医療法人社団 洛和会 洛和会音羽記念病院	その他(外来透析)	英語、中国語	外来
13	2604 京都・乙訓	西川医院	救急科、内科 外科、小児科	英語、韓国語 英語	外来
14	2604 京都・乙訓	医療法人社団林整形外科医院	整形外科	英語、中国語	外来
15	2604 京都・乙訓	医療法人同仁会(社団) 京都九条病院	救急科、内科、外科	英語、中国語、韓国語	入院受入可、外来
16	2604 京都・乙訓	藤原医院	内科	英語、フランス語	外来
17	2604 京都・乙訓	皮膚科内科小野医院	皮膚科	英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語	外来
18	2604 京都・乙訓	医療法人社団中島医院	内科	英語、フランス語	外来
19	2604 京都・乙訓	医療法人社団 ティ医院	救急科、内科、外科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科 小児科	英語、中国語 中国語	外来
20	2604 京都・乙訓	医療法人社団 順和会 京都下鴨病院	整形外科	英語	外来
21	2604 京都・乙訓	三浦診療所	内科	英語	外来
22	2604 京都・乙訓	山元病院	産科、婦人科	英語	入院受入可、外来
23	2604 京都・乙訓	森島医院	内科、小児科、皮膚科	英語	外来
24	2604 京都・乙訓	医療法人社団 小室整形外科医院	皮膚科、整形外科	英語	外来
25	2604 京都・乙訓	医療法人社団恵仁会 なぎ辻病院	内科、糖尿病内科、外科、総合診療科、皮膚科、婦人科	英語	入院受入可
26	2604 京都・乙訓	すずき内科クリニック	内科、その他	英語、ドイツ語	外来
27	2601 丹後	京都府立医科大学附属 北部医療センター	内科、外科、小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科	英語	外来
28	2601 丹後	京丹後市立弥栄病院	内科、外科、小児科、精神科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科	英語	外来
29	2601 丹後	京丹後市立久美浜病院	救急科、内科、外科、小児科、泌尿器科、整形外科、歯科口腔外科	英語	外来
30	2602 中丹	医療法人福富士会 京都ルネス病院	全診療科	英語、中国語	入院受入可、外来
31	2602 中丹	医療法人社団 青葉診療所	内科、その他	韓国語、韓国語	外来
32	2605 山城北	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院	救急科、内科、外科、小児科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、産科、婦人科、歯科	英語、中国語、韓国語	入院受入可、外来
33	2605 山城北	京都岡本記念病院	内科、外科、小児科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科	英語	入院受入可、外来
34	2605 山城北	あだち眼科	眼科	英語、中国語(北京語・台湾語)	外来

○ (参考) 外国人対応可能な医療機関【京都健康医療よろずネット登録情報 (R4.11.1時点)】

	施設総数			対応言語									その他言語
	外国語対応可能数※	対応割合	英語	中国語	韓国語	フランス語	ドイツ語	イタリア語	スペイン語	ポルトガル語	ロシア語		
病院	161	127	78.9	126	33	27	16	17	11	16	14	12	0
診療所	2,101	1,205	57.4	1,275	105	69	66	153	37	40	29	29	4
歯科診療所	976	663	67.9	810	128	118	72	101	68	66	66	65	6
合計	3,238	1,995	61.6	2,211	266	214	154	271	116	122	109	106	10

※会話はできないが、図示等により診療可能な施設を含む